

第57回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年 6月26日（水曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催場所

メルパルクOSAKA
5階「カナレ」
大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目次

招集ご通知	1
議決権の行使についてのご案内	2
株主総会参考書類	3
[提供書面]	
事業報告	31
計算書類	55
監査報告	58

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 第57期剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役報酬額設定の件 |

株 主 各 位

証券コード (9644)

2019年6月3日

大阪市淀川区宮原三丁目3番41号

株式会社 **タナベ経営**

代表取締役社長 若 松 孝 彦

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社の第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日(火曜日)午後5時15分までに到着するようご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
メルパルクOSAKA 5階「カナーレ」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第57期(2018年4月1日から2019年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

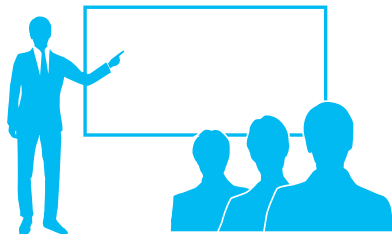
- 第1号議案 第57期剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役報酬額設定の件

以 上

議決権の行使についてのご案内

議決権の行使には、以下の2つの方法がございます。

株主総会へ出席する場合

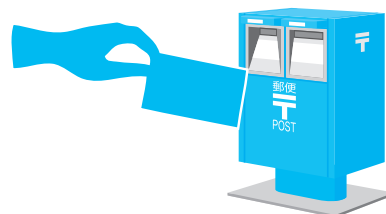


株主総会にご出席いただける場合は、
お手数ながら同封の議決権行使書用紙
を会場受付へご提出ください。
また、当日は本招集ご通知をお持ちく
ださいようお願い申し上げます。

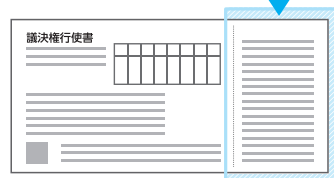
株主総会開催日時

2019年 **6月26日** (水曜日)
午前**10時** (受付開始 午前9時)

議決権行使書を郵送する場合



議案に対する賛否をご表示いただき、
この部分をお切り取りのうえ、本票の
みをご返送ください。



行使期限

2019年 **6月25日** (火曜日)
午後**5時15分**までに**到着**

1. 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.tanabekeiei.co.jp/>) に掲載しております。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・計算書類の「個別注記表」

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際し、監査役が監査した事業報告、監査役及び会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ホームページに掲載の上記の事項となります。

2. 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<https://www.tanabekeiei.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 | 第57期剰余金の処分の件

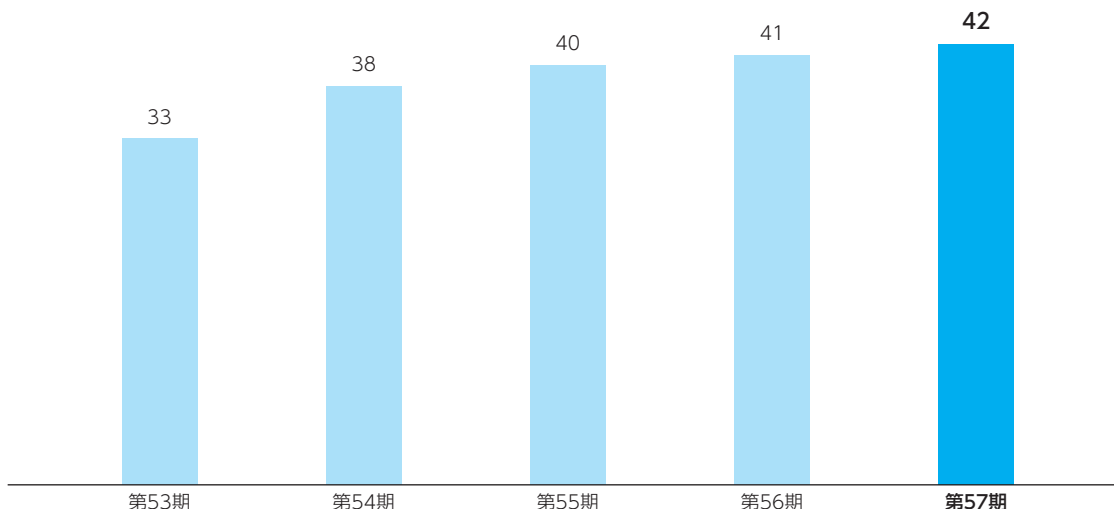
当社は、持続的成長及び中長期的な企業価値の向上に向けて、戦略投資や急激な環境変化に備えた強固な財務基盤を保持し、安定的に利益を創出することを経営の基本目標としております。そして、事業活動を通じて創出した当期純利益の60%を配当性向の目安とし、安定的な剰余金配当の維持に努めております。

このような方針のもと、第57期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金42円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、361,751,292円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月27日といたしたいと存じます。

1株当たり配当金 (円)



第2号議案 | 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 商号の変更

今後、当社が海外展開を推進していくうえで、海外において当事業を正確に理解していただくために、英文表示を「TANABE MANAGEMENT CONSULTING CO., LTD.」から「TANABE CONSULTING CO.,LTD.」に変更すべく、現行定款第1条を変更するものであります。

(2) 目的の変更

当社は、現在中期事業戦略として「C&C（コンサルティング&コングロマリット）戦略」（コンサルティング領域の多角化）及びプラットフォーム戦略を推進しております。企業の多様化・専門化する様々なニーズに対応できる高度なコンサルティングメニューを揃え、顧客企業の経営課題を全国レベルで解決できる体制を構築するため、現行定款第2条を変更するものであります。

(3) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化と企業価値の向上を図ることを目的に監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、附則の新設等、所要の変更を行うものであります。また、経営の効率性を高めて迅速な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限移譲に関する規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部分は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (商号) 当社は株式会社タナベ経営と称し、英文では <u>TANABE MANAGEMENT CONSULTING CO., LTD.</u> と表示する。	第1条 (商号) 当社は株式会社タナベ経営と称し、英文では <u>TANABE CONSULTING CO.,LTD.</u> と表示する。
第2条 (目的) 当社は次の業務を営むことを目的とする。 (1) <u>企業の再建、開発、診断、改善、指導、教育、講演、相談</u> (2) <u>経営管理に関する講座、出版、その他用具の販売</u> (3) <u>地域ならびに店舗開発に関する調査、計画、指導</u> (4) <u>知識、教育および健康増強に関する事業ならびに施設器具等の貸与</u> (5) <u>情報の収集、蓄積、加工、販売</u> (6) <u>施設の設計ならびに貸室</u> (7) <u>研修センターおよび簡易宿所営業</u> (8) <u>社史、社内報および企業の広告宣伝等の企画制作</u> (9) <u>企業の合併、提携、営業権の譲渡および工場設立等の調査、企画斡旋</u>	第2条 (目的) 当社は次の業務を営むことを目的とする。 (1) <u>経営コンサルティング業務</u> (2) <u>人材育成および人材開発に関するコンサルティング業務、教育業務およびカウンセリング業務</u> (3) <u>企業の提携、合併、事業譲渡および事業譲受に関するコンサルティング業務ならびにそれらの斡旋および仲介</u> (4) <u>国および地方自治体等の政策等に関するコンサルティング業務</u> (5) <u>企業および商品・サービスのプロモーションおよびブランディングに関するコンサルティング業務</u> (6) <u>経営全般、人材育成および人材開発に関する研究会およびセミナーの企画、開催および運営</u> (7) <u>市場調査、市場分析、マーケティング情報収集および分析</u> (8) <u>経営全般、人材育成および人材開発に関する情報の収集、蓄積、加工および販売</u> (9) <u>デジタルコンテンツの企画、立案、制作、配信および販売</u>

現行定款	変更案
(10) <u>各種商品の輸出入ならびに、その媒介 取次または代理</u>	(10) <u>ソフトウェアの開発および販売</u>
(11) <u>旅行業法に基づく旅行業</u>	(11) <u>経営コンサルティング事業に関する事 業の企画、開発、製作、販売および輸出 入ならびに企画商品の製作および販売</u>
(12) <u>損害保険代理業</u>	(12) <u>広告代理店業および企業のマーケティ ングに関する企画、制作、指導ならび にイベントに関する企画、立案、運営</u>
(13) <u>販売促進に関する事業の企画、開発、 製作、販売および輸出入ならびに企画 商品の製作および販売</u>	(13) (現行どおり)
(14) <u>広告代理店業および企業のマーケティ ングに関する企画、制作、指導ならび にイベントに関する企画、立案、運営</u>	(14) <u>各種商品・サービスの輸出入ならびに その媒介、取次または代理</u>
(15) <u>前各号に関連する出版物の販売斡旋</u>	(15) <u>経営全般、人材育成および人材開発に 関する出版物の企画、執筆、制作およ び販売</u>
(16) <u>前各号に関連する機械、器具、用品の 製造販売斡旋</u>	(16) <u>社史、社内報および企業の広告宣伝等 の企画制作</u>
(17) <u>前各号に関連する経営管理に必要なあ らゆる商行為の提供</u>	(17) <u>有価証券等の保有、管理、運用および 取得等の投資事業</u>
(18) <u>前各号に付帯する一切の業務</u> (新 設) (新 設) (新 設)	(18) <u>人材派遣業</u> (19) <u>旅行業法に基づく旅行業</u> (20) <u>損害保険代理業</u> (21) <u>前各号に付帯する一切の業務</u>

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 第19条（取締役の定員） <u>当会社に取締役20名以内を置く。</u> （新 設） 第20条（取締役の選任） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 （新 設） 第22条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新 設） （新 設）	第4章 取締役および取締役会 第19条（取締役の定員） <u>当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、20名以内とする。</u> <u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> 第20条（取締役の選任） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u> 2. （現行どおり） 3. （現行どおり） <u>4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> 第22条（取締役の任期） <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現行定款	変更案
第23条（代表取締役および役付取締役） 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2．代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3．取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、および取締役相談役各若干名を選定することができる。 第25条（取締役会の招集） 取締役会の招集は各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに通知を出す。ただし緊急に招集する必要がある場合には、これを短縮できる。 （新 設） 第26条（取締役会の決議の省略） 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	<u>ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。</u> 第23条（代表取締役および役付取締役） 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>、代表取締役を選定する。 2．（現行どおり） 3．取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、および取締役相談役各若干名を選定することができる。 第25条（取締役会の招集） 取締役会の招集は各取締役に対して、会日の3日前までに通知を出す。ただし、緊急に招集する必要がある場合には、これを短縮できる。 <u>2．取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</u> 第26条（取締役会の決議の省略） 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現行定款	変更案
(新 設) 第27条 (取締役会規程) 取締役会の運営に関しては、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会にて定める取締役会規程による。 第28条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 第29条 (取締役の責任免除) 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	第27条 (重要な業務執行の決定の委任) 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第28条 (取締役会規程) (現行どおり) 第29条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u> 第30条 (取締役の責任免除) (現行どおり) 2. 当会社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会 第30条（監査役および監査役会の設置） <u>当会社は監査役および監査役会を置く。</u> 第31条（監査役の定員） <u>当会社は監査役4名以内を置く。</u> 第32条（監査役の選任） <u>監査役は株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 第33条（監査役の任期） <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> 第34条（常勤監査役） <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> 第35条（監査役会の招集） <u>監査役会の招集は各監査役に対して、会日の3日前までに通知を出す。ただし緊急に招集する必要がある場合には、これを短縮できる。</u> 第36条（監査役会規程） <u>監査役会の運営に関しては、法令または本定款に別段に定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</u> 第37条（監査役の報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)

現行定款	変更案
<u>第38条（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2. 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>	(削 除)
(新 設) (新 設)	第5章 監査等委員会 <u>第31条（監査等委員会の設置）</u> <u>当社は監査等委員会を置く。</u>
(新 設)	<u>第32条（常勤の監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新 設)	<u>第33条（監査等委員会の招集権者）</u> <u>監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。</u>
(新 設)	<u>第34条（監査等委員会の招集）</u> <u>監査等委員会の招集は各監査等委員に対して、会日の3日前までに通知を出す。ただし、緊急に招集する必要がある場合には、これを短縮できる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。</u>

現行定款 (新 設)	変更案
	<u>第35条 (監査等委員会規程)</u> 監査等委員会の運営に関しては、法令または本定款に別段に定めがある場合を除き、監査等委員会にて定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人 <u>第39条 (会計監査人の設置)</u> 当社は会計監査人を置く。	第6章 会計監査人 <u>第36条</u> (現行どおり)
<u>第40条 (会計監査人の選任)</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。	<u>第37条</u> (現行どおり)
<u>第41条 (会計監査人の任期)</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	<u>第38条</u> (現行どおり)
<u>第42条 (会計監査人の報酬等)</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	<u>第39条 (会計監査人の報酬等)</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章 計算 <u>第43条 (事業年度)</u> 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	第7章 計算 <u>第40条</u> (現行どおり)
<u>第44条 (期末配当金)</u> 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。	<u>第41条</u> (現行どおり)

現行定款	変更案
<u>第45条（中間配当金）</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。 <u>第46条（期末配当金等の除斥期間）</u> 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。 2. 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。 （新 設） （新 設） （新 設）	<u>第42条</u> （現行どおり） <u>第43条</u> （現行どおり） 附則 <u>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第57回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 <u>第2条（監査役の責任限定契約に関する経過措置）</u> 第57回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（13名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）11名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏 名				現在の当社における地位
1	再任	田	なべ 辺	じ 次	ろう 良	取締役会長
2	再任	若	わか 松	たか 孝	ひこ 彦	代表取締役社長
3	再任	長	なが 尾	よし 吉	くに 邦	取締役副社長
4	再任	大	おお 川	まさ 雅	ひろ 弘	常務取締役
5	再任	中	なか 村	とし 敏	ゆき 之	常務取締役
6	再任	南	みなみ 川	のり 典	ひと 人	常務取締役
7	再任	中	なか ひがし 東	かず 和	お 男	取締役
8	再任	仲	なか そ 宗	ね 根	まさ 政	取締役
9	再任	藁	わら た 田		まさる 勝	取締役
10	再任	松	まつ なが 永	まさ 匡	ひろ 弘	取締役
11	再任	島	しま だ 田	かず 憲	よし 佳	取締役

候補者
番号

1

た な べ
田 辺 次 良

(1951年6月3日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 3 月 当社入社
1998年 4 月 当社代表取締役社長
2009年 4 月 当社代表取締役会長
2019年 4 月 当社取締役会長（現任）

再 任

所有する当社株式数

1,210,167株

当社との特別の利害関係

なし

取締役候補者とした理由

田辺 次良氏は、経営者としての豊富な実務経験と経営全般に関する幅広い知見を有しており、経営理念に基づく大所高所からの経営に対する監督・アドバイス等を適切に行っております。また、「Tanabe Vision 2020（2018～2020）」を推進し、当社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上にむけて尽力しております。

以上のことから、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

わかまつ たかひこ
若松 孝彦

(1965年3月2日生)



再任

所有する当社株式数

51,298株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年3月 当社入社
2001年10月 当社大阪本部長
2003年6月 当社取締役大阪本部長
2006年4月 当社取締役大阪本部・中四国支社担当
2008年6月 当社常務取締役中部本部・大阪本部・中四国支社担当
2009年4月 当社専務取締役コンサルティング統轄本部長
2010年4月 当社専務取締役コンサルティング統轄本部長 兼
ネットワーク本部担当
2012年4月 当社取締役副社長コンサルティング統轄本部長 兼
ネットワーク本部担当
2012年6月 当社取締役副社長コンサルティング統轄本部長 兼
ネットワーク本部担当、管理本部担当
2014年4月 当社代表取締役社長、管理本部担当、コンプライアンス担当
2014年6月 当社代表取締役社長、コンプライアンス担当（現任）

取締役候補者とした理由

若松 孝彦氏は、当社取締役会議長として取締役会を適切に運営し、経営全般の責任者として適切に監督を行っております。経営理念を実践・追求しながら、「Tanabe Vision 2020（2018～2020）」を推進し、コンプライアンス委員会委員長を務め、当社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上にむけて尽力しております。

以上のことから、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

なが お よし くに
長 尾 吉 邦

(1964年12月23日生)



再 任

所有する当社株式数

38,622株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 3 月 当社入社
2002年 4 月 当社北海道支社長
2005年 6 月 当社取締役北海道支社長
2006年 4 月 当社取締役東京本部・北海道支社担当
2008年 4 月 当社取締役東京本部・北海道支社・新潟支社担当
2009年 4 月 当社常務取締役コンサルティング統轄本部副本部長
2013年 4 月 当社専務取締役コンサルティング統轄本部副本部長
2014年 4 月 当社専務取締役コンサルティング統轄本部長
2015年 4 月 当社専務取締役コンサルティング戦略本部長 兼 戦略総合研究所担当、S Pコンサルティング本部担当
2016年 4 月 当社取締役副社長コンサルティング戦略本部長 兼 戦略総合研究所担当、S Pコンサルティング本部担当
2018年 4 月 当社取締役副社長経営コンサルティング本部長 兼 戦略総合研究所担当、S Pコンサルティング本部担当
2018年 6 月 当社取締役副社長経営コンサルティング本部長 兼 戦略総合研究所担当（現任）

取締役候補者とした理由

長尾 吉邦氏は、取締役会議長をサポートすることにより当社取締役会を適切に運営し、経営コンサルティング事業の責任者として適切に監督を行っております。また、「Tanabe Vision 2020 (2018～2020)」を推進し、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上にむけて尽力しております。

以上のことから、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

おおかわ
大川

まさひろ
雅弘

(1956年12月9日生)



再任

所有する当社株式数

57,304株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年11月 当社入社
1997年11月 当社北陸支社長
2000年6月 当社取締役北陸支社長
2004年4月 当社取締役北陸支社・企画開発部担当
2006年4月 当社取締役北陸支社・企画開発部担当、ネットワーク本部担当
2007年4月 当社取締役北陸支社・企画開発部担当、ネットワーク本部担当、管理本部担当
2009年4月 当社取締役北陸支社・中四国支社・企画開発部担当、ネットワーク本部担当
2010年4月 当社取締役北陸支社・中四国支社・企画開発部担当
2011年4月 当社常務取締役中部本部・北陸支社・企画開発部・商品企画部担当
2012年4月 当社常務取締役中部本部・北陸支社・企画開発部担当
2015年4月 当社常務取締役中部本部・北陸支社担当
2017年4月 当社常務取締役コンサルティング戦略本部中部本部・北陸支社担当 兼 地域FCC戦略担当
2018年4月 当社常務取締役経営コンサルティング本部中部本部・北陸支社担当 兼 地域FCC戦略担当（現任）

取締役候補者とした理由

大川 雅弘氏は、地域密着の姿勢により当社中部本部、北陸支社及び地域FCC戦略の推進を指揮しており、これら豊富な業務経験と経営全般に関する幅広い知見に基づき、経営の監督を適切に行っております。また、「Tanabe Vision 2020（2018～2020）」を推進し、当社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上にむけて尽力しております。

以上のことから、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

なかむら
中村

とし ゆ き
敏之

(1966年11月10日生)



再任

所有する当社株式数

11,442株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年10月 当社入社
2005年10月 当社大阪本部副本部長
2006年 4 月 当社大阪本部長
2008年 6 月 当社取締役大阪本部長
2011年 4 月 当社取締役大阪本部・中四国支社担当
2013年 4 月 当社取締役大阪本部・北海道支社・中四国支社担当
2014年 4 月 当社取締役北海道支社・東北支社・新潟支社担当
2015年 4 月 当社常務取締役北海道支社・東北支社・新潟支社担当
2017年 4 月 当社常務取締役コンサルティング戦略本部北海道支社・東北支社担当 兼 ドメイン戦略担当
2018年 4 月 当社常務取締役経営コンサルティング本部北海道支社・東北支社担当 兼 ドメインコンサルティング戦略担当
2018年 6 月 当社常務取締役経営コンサルティング本部北海道支社担当 兼 ドメインコンサルティング戦略担当（現任）

取締役候補者とした理由

中村 敏之氏は、地域密着の姿勢により当社北海道支社及びドメインコンサルティング戦略の推進を指揮しており、これら豊富な業務経験と経営全般に関する幅広い知見に基づき、経営の監督を適切に行っております。また、「Tanabe Vision 2020（2018～2020）」を推進し、当社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上にむけて尽力しております。

以上のことから、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

みなみ かわ
南川

のり ひと
典人

(1963年3月4日生)



再任

所有する当社株式数

9,520株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年4月 当社入社
2004年10月 当社西部本部副本部長
2007年4月 当社西部本部長
2012年6月 当社取締役西部本部長
2013年4月 当社取締役西部本部・沖縄支社担当
2014年4月 当社取締役西部本部・中四国支社・沖縄支社担当
2015年4月 当社常務取締役九州本部・中四国支社・沖縄支社担当
2017年4月 当社常務取締役コンサルティング戦略本部九州本部・中四国支社担当 兼 アライアンス戦略担当
2018年4月 当社常務取締役経営コンサルティング本部九州本部・中四国支社担当 兼 ステージアップコンサルティング戦略・M&Aアライアンスコンサルティング戦略・金融ドメインコンサルティング戦略担当
2019年4月 当社常務取締役経営コンサルティング本部九州本部・中四国支社担当 兼 M&Aアライアンスコンサルティング戦略・金融ドメインコンサルティング戦略担当（現任）

取締役候補者とした理由

南川 典人氏は、地域密着の姿勢により当社九州本部、中四国支社及びM&Aアライアンスコンサルティング戦略、金融ドメインコンサルティング戦略の推進を指揮しており、これら豊富な業務経験と経営全般に関する幅広い知見に基づき、経営の監督を適切に行っております。また、「Tanabe Vision 2020（2018～2020）」を推進し、当社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上にむけて尽力しております。

以上のことから、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

な か ひがし

中 東

か ず お

和 男

(1957年1月7日生)



再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年10月 当社入社
2000年 1 月 当社ネットワーク本部長
2005年 6 月 当社取締役ネットワーク本部長
2014年 4 月 当社取締役ネットワーク本部担当
2015年 4 月 当社取締役マネジメントパートナーズ本部担当
2018年 4 月 当社取締役金融ドメインコンサルティング戦略担当（現任）

所有する当社株式数

47,772株

当社との特別の利害関係

なし

取締役候補者とした理由

中東 和男氏は、地域密着の姿勢により当社金融ドメインコンサルティング戦略及び地域後継者育成を現場で指揮しており、これら豊富な業務経験と経営全般に関する幅広い知見に基づき、経営の監督を適切に行っております。また、「Tanabe Vision 2020（2018～2020）」を推進し、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上にむけて尽力しております。

以上のことから、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8

なかそね
仲宗根

まさのり
政 則

(1968年1月2日生)



再 任

所有する当社株式数

4,615株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 3 月 当社入社
2005年 4 月 当社東京第一本部副本部長
2006年 4 月 当社東京本部副本部長
2011年 4 月 当社東京本部長
2014年 6 月 当社取締役東京本部長
2016年 4 月 当社取締役東京本部担当
2017年 4 月 当社取締役コンサルティング戦略本部東京本部・新潟支社担当
2018年 4 月 当社取締役経営コンサルティング本部東京本部・新潟支社担当
兼 ファンクションコンサルティング戦略担当
2018年 6 月 当社取締役経営コンサルティング本部東北支社・新潟支社担当
兼 ファンクションコンサルティング戦略担当（現任）

取締役候補者とした理由

仲宗根 政則氏は、地域密着の姿勢により当社東北支社、新潟支社及びファンクションコンサルティング戦略の推進を指揮しており、これら豊富な業務経験と経営全般に関する幅広い知見に基づき、経営の監督を適切に行っております。また、「Tanabe Vision 2020（2018～2020）」を推進し、当社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上にむけて尽力しております。

以上のことから、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者
番号

9

わら た
藁 田

まさる
勝

(1965年7月19日生)



再 任

所有する当社株式数

5,864株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年10月 当社入社

2006年 4 月 当社大阪本部副本部長

2011年 4 月 当社大阪本部長

2014年 6 月 当社取締役大阪本部長

2016年 4 月 当社取締役大阪本部担当

2017年 4 月 当社取締役コンサルティング戦略本部大阪本部・沖縄支社担当

2018年 4 月 当社取締役経営コンサルティング本部大阪本部・沖縄支社担当
兼 人材開発コンサルティング戦略担当

2019年 4 月 当社取締役経営コンサルティング本部大阪・沖縄支社担当 兼 人
材開発コンサルティング戦略担当（現任）

取締役候補者とした理由

藁田 勝氏は、地域密着の姿勢により当社大阪エリア、沖縄支社及び人材開発コンサルティング戦略の推進を指揮しており、これら豊富な業務経験と経営全般に関する幅広い知見に基づき、経営の監督を適切に行っております。また、「Tanabe Vision 2020（2018～2020）」を推進し、当社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上にむけて尽力しております。

以上のことから、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者
番号

10

まつなが
松永

まさひろ
匡弘

(1959年2月13日生)



再任

所有する当社株式数

7,739株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2014年4月 当社入社
当社管理本部長 兼 管理本部総務部長
2014年6月 当社取締役管理本部長 兼 管理本部総務部長
2014年10月 当社取締役管理本部長
2015年4月 当社取締役経営管理本部長
2019年4月 当社取締役コーポレート本部担当（現任）

取締役候補者とした理由

松永 匡弘氏は、当社コーポレート戦略の推進を指揮しており、この豊富な業務経験と経営全般に関する幅広い知見に基づき、経営の監督を適切に行っております。当社コーポレート部門を強化する観点から「Tanabe Vision 2020（2018～2020）」を推進し、当社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上にむけて尽力しております。

以上のことから、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者
番号

11

しまだ
島田

かずよし
憲佳

(1976年2月16日生)



再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年4月 当社入社

2014年4月 当社S P事業部営業本部副本部長

2015年4月 当社S Pコンサルティング本部長 兼 S P営業本部長

2016年4月 当社S Pコンサルティング本部長 兼 S Pコンサルティング
本部東京本部長

2018年6月 当社取締役S Pコンサルティング本部長 兼 S Pコンサルティング
本部東京本部長（現任）

所有する当社株式数

935株

当社との特別の利害関係

なし

取締役候補者とした理由

島田 憲佳氏は、当社S Pコンサルティング事業の責任者として、同事業戦略を指揮しており、この豊富な現場経験と経営全般に関する幅広い知見に基づき、経営の監督を適切に行っております。また、「Tanabe Vision 2020（2018～2020）」を推進し、当社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上にむけて尽力しております。

以上のことから、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されまると、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

いち だ りょう
市 田 龍

(1952年4月2日生)



新 任

所有する当社株式数
2,127株

当社との特別の利害関係
なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年10月	太田哲三事務所（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
1985年 3 月	公認会計士登録（現在）
2002年 7 月	新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）代表社員（現シニアパートナー）
2004年12月	税理士登録（現在）
2007年 9 月	新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 西日本ブロック長 兼 大阪事務所長
2013年 7 月	市田龍公認会計士事務所 所長（現任）
2014年 6 月	京福電気鉄道株式会社 社外監査役（現任） 株式会社ダイセル 社外監査役（現任）
2015年 6 月	当社社外取締役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

市田 龍氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士としての高度な専門知識と監査法人における豊富な経験を当社経営の監査・監督に反映し、経営の透明性及び公平性の向上に寄与していただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 市田 龍氏は、現在、当社社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
2. 当社は、市田 龍氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. 市田 龍氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、また同氏の選任が承認された場合、継続する予定であります。その概要は次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任の限度額は会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としております。

候補者
番号

2

かんばら
神原

ひろし
浩

(1975年4月3日生)



新 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年10月 弁護士登録（現在）
わかくさ法律事務所入所
2007年10月 きよた総合法律会計事務所入所
2009年11月 きっかわ法律事務所入所
2013年 7 月 同事務所 パートナー（現任）
2018年 6 月 当社社外取締役（現任）

所有する当社株式数

108株

当社との特別の利害関係

なし

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

神原 浩氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験を当社経営の監査・監督に反映し、経営の透明性及び公平性の向上に寄与していただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 神原 浩氏は、現在、当社社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
2. 当社は、神原 浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. 神原 浩氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、また同氏の選任が承認された場合、継続する予定であります。その概要は次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任の限度額は会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としております。

候補者
番号

3

い むら まき
井 村 牧

(1960年2月20日生)



新 任

所有する当社株式数

0株

当社との特別の利害関係

なし

略歴及び重要な兼職の状況

1982年 7 月 System Translation Inc. 入社
1985年 7 月 グレイ大広株式会社（現 株式会社グレイワールドワイド）入社
1989年 4 月 電通バーソン・マーステラ株式会社（現 株式会社バーソン・コーン&ウルフ・ジャパン）入社
1998年 7 月 株式会社電通パブリックリレーションズ グローバルアカウント部部长
2005年 5 月 ビザ・ワールドワイド株式会社（現 ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社）コーポレート・コミュニケーション本部バイスプレジデント 兼 本部長
2009年10月 日本ロレアル株式会社 副社長 兼 コーポレート・コミュニケーション本部本部長（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

井村 牧氏には、コーポレート・コミュニケーションに関する豊富な知識と経営者としての豊富な経験を当社経営の監査・監督に反映し、経営の透明性及び公平性の向上に寄与していただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 井村 牧氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
2. 井村 牧氏は、選任が承認された場合、当社定款規定に基づき、当社との間で責任限定契約を締結する予定であり、その概要は次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任の限度額は会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としております。

第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

み お よ し た か
三 尾 良 孝 (1965年8月15日生)

新 任	略歴及び重要な兼職の状況
所有する当社株式数	1988年4月 東洋信託銀行株式会社（現 三菱UFJ信託銀行株式会社）入社
0株	2010年8月 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行営業第4部長
当社との特別の利害関係	2014年6月 同社大阪証券代行部長
なし	2015年6月 同社執行役員大阪証券代行部長
	2017年6月 三菱UFJ代行ビジネス株式会社 取締役副社長（現任）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

三尾 良孝氏は、金融、財務に関する専門的な知識と豊富な経験を有していることから、当社における監査・監督業務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 三尾 良孝氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
2. 三尾 良孝氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社定款規定に基づき、当社との間で責任限定契約を締結する予定であり、その概要は次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任の限度額は会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としております。

第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2015年6月25日開催の第53回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）としてご承認いただき、また当該枠内にて2018年6月26日開催の第56回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対しストックオプションとしての新株予約権を付与することにつきご承認をいただいております。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額をこれまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額700百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と定めること、並びに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は13名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、11名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 | 監査等委員である取締役報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

事業報告

2018年4月1日から2019年3月31日まで

1 | 会社の現況

1 当事業年度の事業の状況

1 事業の経過及び成果

売上高

90億46百万円 前期比 **2.8%増**

営業利益

9億70百万円 前期比 **3.6%増**

経常利益

10億03百万円 前期比 **4.0%増**

当期純利益

6億94百万円 前期比 **2.9%増**

当事業年度におけるわが国経済は、米中の貿易摩擦の激化や英国のEU離脱問題に伴う世界経済の下振れリスク、自然災害が経済に与える影響等、景気動向に不透明感があったものの、国内の企業収益や雇用情勢は改善に足踏みがみられつつも高い水準が続き、全体として緩やかな回復基調で推移いたしました。コンサルティング業界においては、企業業績の回復と併せ、企業の人材不足の深刻化等からコンサルティング需要に高まりがみられ、特にビジネスモデルや業務プロセスの見直しを含む生産性の向上において需要が増加しており、業界自体も堅調に推移いたしました。

このような経済環境のもと、2020年以降も持続的成長を実現するため、新たに「変化から成長へ」をスローガンとした「Tanabe Vision 2020 (2018~2020)」を策定いたしました。「すべてはクライアントのために」という顧客中心主義の考え方のもと、「ドメイン（事業領域・業種）×ファンクション（組織・経営機能）×リージョン（地域）」という観点で「C&C（コンサルティング&コングロマリット）戦略」（コンサルティング領域の多角化とプラットフォーム戦略）を推進することにより、顧客創造力の強化、顧客基盤の拡大を実現し、「ファーストコールカンパニー 100年先も一番に選ばれる会社（FCC）」の創造を加速させてまいりました。

経営コンサルティング事業におきましては、全国主要10都市にファーム（事業所）を展開し、多様なコンサルティングサービスを均質に提供できるという、他にはない当社の強みを最大限に発揮することで、引き続き、地域企業の発展及び地域経済の活性化に貢献してまいりました。

また、FCCを志す企業向けのHRプラットフォームとして、「FCCアカデミー（企業内大学）」というコンセプトを推進してまいりました。企業内大学設立を支援する「アカデミーコンサルティング」、デジタル機器で学びの場を提供する「アカデミークラウド」、新入社員から社長までを育成できるFCCセミナーや個社別のオーダーメイド研修を提供する「リアル」の3つをテーマに、顧客の人材育成・活躍をワンストップでトータルに支援してまいりました。

さらに、全国の金融機関等とのアライアンス（提携）を通じて地域後継者及び金融機関行職員を育成する「金融ドメインコンサルティング」に加え、全国で当社が間接的にサービスを提供しているアライアンス先の顧客（主に中小企業）を対象とした「ステージアップコンサルティング」、アライアンス先と協働する「M&Aコンサルティング」のメニューを当期より新たに体系化し、顧客の成長支援を推進してまいりました。

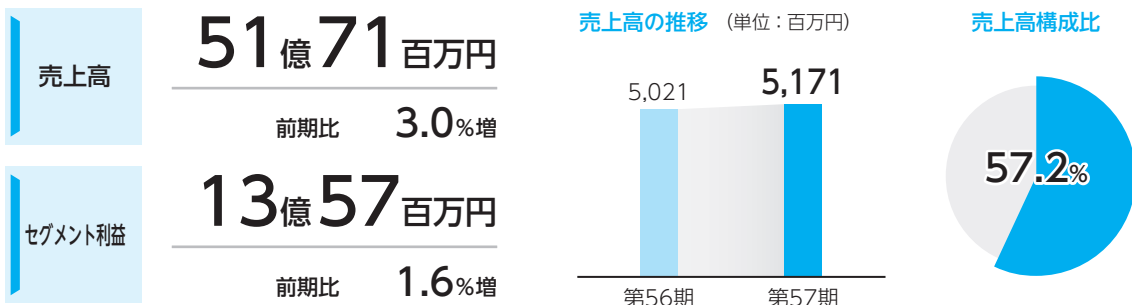
SP（セールスプロモーション）コンサルティング事業におきましては、業種・プロモーションテーマという観点で専門業務領域を確立し、チームSPコンサルティングを推進できる体制を構築してまいりました。最適なWebプロモーションの推進、チーム連携強化による大型SPデザインへの取り組みを行うことで、顧客の販売促進をワンストップでトータルに支援してまいりました。また、2019年に発行60周年を迎える「ブルーダイアリー」のリ・ブランディングを進め、ブランド力向上による売上の増加を目指すと共に、更なる商品品質の向上に取り組んでまいりました。

管理面におきましては、高いコンサルティング品質を顧客へ提供できる「コンサルタント人材の採用」「プロフェッショナルへの育成」「プロフェッショナルとしての活躍」が重要であると考えており、新卒採用・キャリア採用を強化すると共に、当社独自のコンサルタントを養成するビジネススクール「タナベFCCアカデミー」により、早期の戦力化にも注力してまいりました。また、活躍においては、新人事制度の導入による社員のモチベーションアップ及びパフォーマンスアップの推進に加えて、ダイバーシティ&インクルージョンを実現できる組織づくりを目的に、デジタル投資やオフィスのリニューアルにも積極的に取り組んでまいりました。

このような取り組みの結果、当事業年度の売上高は90億46百万円（前期比2.8%増）となり、営業利益は9億70百万円（前期比3.6%増）、経常利益は10億3百万円（前期比4.0%増）、当期純利益は6億94百万円（前期比2.9%増）の増収増益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

経営コンサルティング事業



経営コンサルティング

経営コンサルティングでは、「人材採用・育成・活躍」「中期経営計画（ビジョン）策定・推進」「事業承継・後継体制づくり」「ビジネスモデル・成長戦略」等のテーマの安定した受注に加えて、それ以外にも「ブランディング戦略」「経営方針の策定・推進（意思決定支援等）」「営業戦略」等のテーマも増え、1件当たりの平均単価が上がったことにより、売上高は伸長いたしました。

ドメイン（事業領域・業種）・ファンクション（組織・経営機能）戦略を顧客と共にグローバルに研究する戦略ドメイン&ファンクション研究会では、講演や企業視察を当社が企画・運営し、参加者に対して具体的・実践的な学びの場を提供してまいりました。また、新規研究会を創造し、テーマを拡大・強化すると共に、専門のコンサルティングチームを立ち上げ、新規事業の育成・成長を推進してまいりました。しかしながら、参加者数の減少により、売上高は減少いたしました。

アライアンス（提携）においては、全国の地域金融機関・会計事務所等の提携先の顧客支援を目的とした勉強会「経営塾」を実施し、中堅・中小企業を支援するオリジナルプログラムやサービスを提供してまいりましたが、提携数が129と前事業年度に比べ減少したことにより、会費収入等は減少いたしました。しかしながら、アライアンス先からのクライアントの紹介により、コンサルティング案件の受注は増加いたしました。

その結果、経営コンサルティング全体の売上高は前事業年度を上回りました。

人材開発コンサルティング

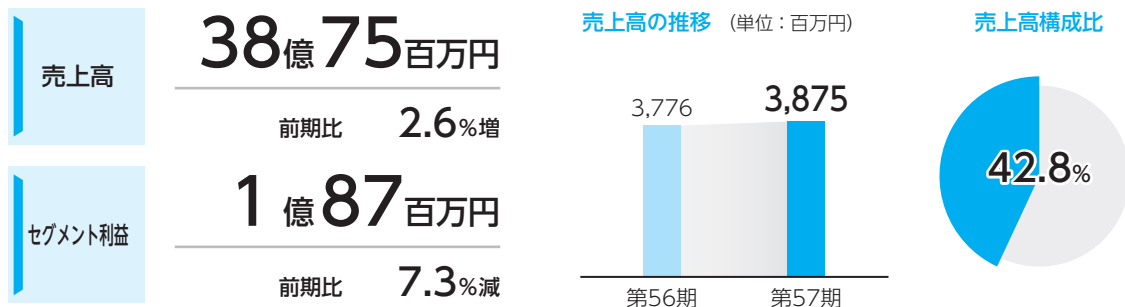
企業戦略に適合させるオーダーメイドの教育（研修）については、企業ビジョンを推進するリーダー育成等のニーズにより安定した受注がありましたが、売上単価が下がったことにより、売上高は減少いたしました。一方で、ジュニアボード（次世代経営チーム育成）コンサルティングにおいては、将来の会社の柱となる経営幹部人材の育成ニーズの高まりにより、売上高は伸長いたしました。また、FCCアカデミー（企業内大学）設立コンサルティングにおいては、社員一人ひとりの専門性を向上させ、プロフェッショナル人材を早期に育成できるプラットフォーム構築ニーズの高まりにより、売上高は伸長いたしました。

4月に開催した新入社員向けのスタートアップセミナーは、「会社に貢献する人材」として早期に活躍できる人材を育成するセミナーとして評価が高く、参加者数の増加に伴い伸長いたしました。また、チームを成果へと導く若手リーダーの育成につながるチームリーダースクールでは、参加者数の増加に伴い伸長いたしました。次期のリーダー候補育成を目的としたセミナーは、実践的な学びによって常に俯瞰的な視野で捉える力を養い、業績に結びつける"部門経営者"を育てるセミナーとして評価が高く、前事業年度並みに推移いたしました。11月に開催した経営戦略セミナーについては、次年度に取るべき基本方向を示すセミナーとして毎年ご好評いただいております、今期は過去最高受講者数2,825名を達成し、伸長いたしました。

その結果、人材開発コンサルティング全体の売上高は前事業年度を上回りました。

上記の取り組みにより、経営コンサルティング事業のコンサルティング契約数は、期中平均562契約（前期552契約）となり、伸長いたしました。これらの結果、経営コンサルティング事業の売上高は51億71百万円（前期比3.0%増）となり、セグメント利益は13億57百万円（前期比1.6%増）となりました。

Ⅰ S P（セールスプロモーション）コンサルティング事業



S P コンサルティング

セールスプロモーションコンサルティングでは、経営コンサルティング事業との連携による提案や、Web プロモーションコンサルティングの提案等により契約数が増加いたしました。

S P デザインでは、戦略総合研究所内のデザインラボとの連携により独自性の高いプロモーションツールとして、顧客へ付加価値の高い提案を行ってまいりました。また、チームや外部パートナーとの連携による提案内容の充実化と提案数の増加の影響により、伸長いたしました。

その結果、S P コンサルティング全体の売上高は前事業年度を上回りました。

S P ツール

S P ツールでは、継続した安定受注はあるものの、顧客開拓において、独自性のある付加価値の高い提案商品である上記のS P デザインに注力し、重点的な拡販に取り組みました。その結果、S P デザインの売上が伸長したため、S P ツールにおいて、売上高は前事業年度を下回りました。

ダイアリー

ダイアリーでは、前期より2019年に発行60周年を迎えるブルーダイアリーのリ・ブランディング活動を進めており、安定した継続受注が得られ、戦略総合研究所内のデザインラボとの連携によるデザイン性の高い商品の受注も高まり、売上高は前事業年度を上回りました。

これらの結果、S P（セールスプロモーション）コンサルティング事業の売上高は38億75百万円（前期比2.6%増）となりましたが、人材の採用強化に伴う人件費の増加等により、セグメント利益は1億87百万円（前期比7.3%減）となりました。

事業別売上高

期別 事業別	第56期 自 2017年4月1日 至 2018年3月31日		第57期（当事業年度） 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日		対前期比
	金額	構成比	金額	構成比	
	千円	%	千円	%	%
経営コンサルティング事業	5,021,953	57.1	5,171,316	57.2	103.0
S P（セールスプロモーション） コンサルティング事業	3,776,019	42.9	3,875,271	42.8	102.6
合 計	8,797,973	100.0	9,046,587	100.0	102.8

（注）千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

2 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、79百万円であります。

主なものといたしましては、組織変更と職場環境整備のための大阪本社及び北陸支社のレイアウト変更（33百万円）、デジタル機能の強化のためのE R Pシステムの導入（18百万円）、所有権移転外リースのパソコン（11百万円）、F C Cアカデミーに係るシステム構築（8百万円）であります。

3 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

4 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき事項はありません。

5 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき事項はありません。

6 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき事項はありません。

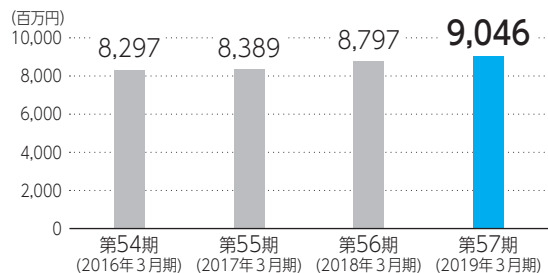
7 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

記載すべき事項はありません。

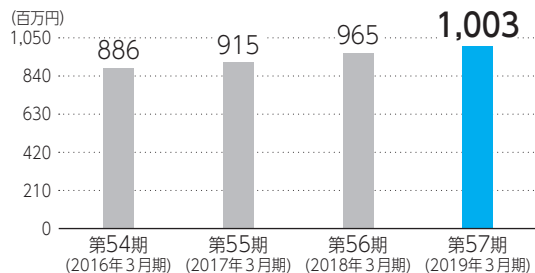
2 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第54期 (2016年3月期)	第55期 (2017年3月期)	第56期 (2018年3月期)	第57期 (当事業年度) (2019年3月期)
売上高 (千円)	8,297,846	8,389,754	8,797,973	9,046,587
経常利益 (千円)	886,030	915,187	965,156	1,003,877
当期純利益 (千円)	582,403	638,173	675,259	694,736
1株当たり当期純利益 (円)	67.23	73.66	77.95	80.48
総資産 (千円)	12,086,696	12,531,473	12,804,062	12,769,774
純資産 (千円)	9,833,677	10,122,239	10,434,394	10,715,516
1株当たり純資産額 (円)	1,135.09	1,168.42	1,203.73	1,242.47

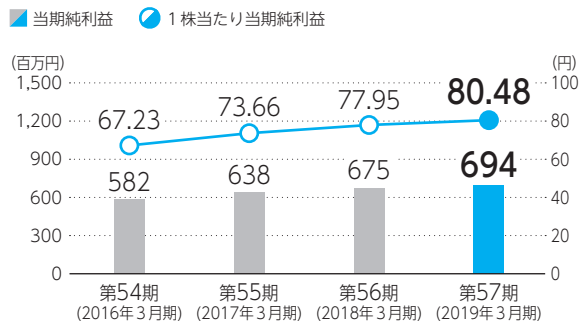
売上高



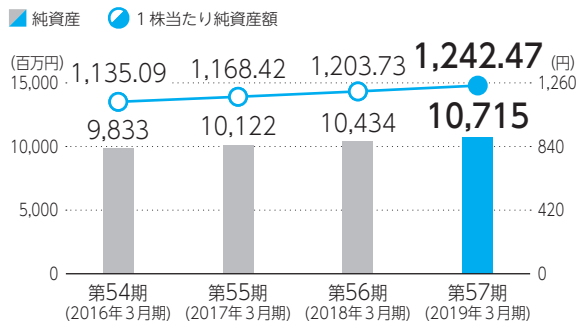
経常利益



当期純利益 / 1株当たり当期純利益



純資産 / 1株当たり純資産額



3 重要な親会社及び子会社の状況

1 親会社の状況

該当事項はありません。

2 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

4 対処すべき課題

当社が直面している課題と、対応する主な具体策については、次のとおりであります。

1 地域FCC戦略の推進

全国主要10都市にファーム（事業所）を展開し、全国の企業に対して多様なコンサルティングサービスを均質に提供できる点は、他にはない当社の強みであります。引き続き、全地域において当社がFCC（ファーストコールコンサルティングファーム）となることを目標に、大阪本社・東京本社による全国へのサポート体制の更なる強化に加えて、各地域のファームの組織・人員体制も強化することにより、全社・全事業の力を結集したコンサルティングプラットフォームを構築し、地域企業の発展及び地域経済の活性化（地方創生）に貢献してまいります。

2 ドメイン・ファンクションコンサルティング戦略の推進

社会的課題を解決し、未来を創造するためのドメイン（事業領域・業種）・ファンクション（組織・経営機能）を顧客企業と共にグローバルに研究する「戦略ドメイン&ファンクション研究会」を35テーマへと拡大してまいります。そして、大阪本社・東京本社に専門コンサルティングチームを設置することにより、全国の顧客企業へ専門性の高いコンサルティング価値を提供してまいります。今後も、新規研究会の創造を推進すると共に、その研究活動から生まれるコンサルティングメソッドや新規事業の育成を推進してまいります。

3 人材開発コンサルティング戦略の推進

「ファーストコールカンパニー 100年先も一番に選ばれる会社（FCC）」を志す企業向けのHRプラットフォームとして、「FCCアカデミー（企業内大学）」というコンセプトを推進してまいります。教育体系の構築や教育コンテンツの開発、社内講師プロデュース等を支援する「アカデミーコンサルティング」、教育コンテンツをデジタル機器で場所と時間を選ばず学習できる「アカデミークラウド」、新入社員から社長までを育成できるFCCセミナーや個社別のオーダーメイド型研修を提供する「リアル」の3つをテーマに、顧客企業のヒューマンリソース（HR）の育成・活躍をワンストップでトータルに支援してまいります。

4 M&Aアライアンスコンサルティング戦略の推進

全国の金融機関等とのアライアンス（提携）を通じた地域企業及び地域経済の活性化支援を強化してまいります。地域企業の後継者及び金融機関行職員を育成する「金融ドメインコンサルティング」、当社のコンサルティングノウハウをベースに、アライアンス先と共に顧客の事業承継や成長戦略を支援する「成長M&Aコンサルティング」、そして全国のスタートアップ企業や後継ぎベンチャー（第二創業）企業の支援を推進し、地域経済ひいては日本経済の活性化に貢献してまいります。

5 S Pコンサルティング戦略の推進

業種・プロモーション機能という観点で専門性を高めていくと共に、業務プロセスも見直すことにより、顧客企業のプロモーション・ブランディングをワンストップでトータルに支援できる体制を構築してまいります。プロモーション戦略及びブランディング戦略の立案・実行支援においては、最適なWebプロモーションの活用等により顧客価値を高め、プロモーション商品においては、当社ディレクション部門及びデザイン部門が外部パートナー企業とも連携して専門領域を拡大してまいります。

6 オープンイノベーションの推進

「C&C（コンサルティング&congromaritt）戦略」（コンサルティング領域の多角化）及びプラットフォーム戦略を加速させていくうえで、外部パートナー企業等との共創により、新たなチームコンサルティングサービス「コンサルティング・テック」を開発してまいります。また、「ダイバーシティー&インクルージョン」に向けて、社員がより良く働ける職場づくり、生産性を高められる環境づくりを積極的なデジタル投資やオフィスリニューアル投資によって実現し、これらイノベーションを推進してまいります。

7 コンサルタント人材の採用とプロフェッショナルへの育成、そして活躍の実現

当社の持続的成長を実現する条件の一つとして、「コンサルタント人材の採用」と高いコンサルティング品質を顧客へ提供できる「プロフェッショナルへの育成」、そして「プロフェッショナルとしての活躍」が重要であると考えております。採用においては、コンサルタントキャリアを複線化しており、新卒採用とキャリア採用を共に強化していくことで、コンサルタント及びその候補者人数を増やしてまいります。育成においては、自社独自のコンサルタントを養成するビジネススクール「タナベFCCアカデミー」により、採用した社員の早期戦力化を実現してまいります。そして、活躍においては、個々の成果が反映される人事制度により、社員のモチベーションアップ及びパフォーマンスアップを推進してまいります。

加えて、今後も当社コーポレート部門における人材採用・育成体制を強化すると共に、採用ホームページや広告等への投資により、採用ブランディングも強化してまいります。

5 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

事業別	サービス・商品	サービス・商品内容
経営コンサルティング事業	経営コンサルティング	ドメイン（事業領域・業種）コンサルティング ファンクション（組織・経営機能）コンサルティング M&Aアライアンスコンサルティング 金融機関・土業向けコンサルティング 戦略ドメイン&ファンクション研究会の開催 提携先の顧客企業の主に後継経営者を育成する勉強会「経営塾」への講師派遣
	人材開発コンサルティング	オーダーメイド型教育（研修） ジュニアボード（次世代経営チーム育成）コンサルティング FCCアカデミー（企業内大学）設立コンサルティング 階層・職種・地域別セミナーの開催
	その他	経営に関する情報誌（FCC REVIEW）・書籍の販売
SP（セールスプロモーション）コンサルティング事業	SPコンサルティング	セールスプロモーションコンサルティング（顧客の販売促進課題に対する戦略の立案・実行推進支援） SPデザイン（オリジナルプロモーショングッズ・コミュニケーションツール・OEM商品各々の企画・デザイン・製作） Webプロモーションコンサルティング SP領域の研究会の開催
	SPツール	プロモーショングッズの企画・製作
	ダイアリー	ブルーダイアリー（ビジネス手帳）・カレンダー各々の企画・デザイン・製作

6 主要な事業所（2019年3月31日現在）

本 社	<大阪本社>（大阪市淀川区） <東京本社>（東京都千代田区）
経営コンサルティング本部 （経営コンサルティング事業）	大阪本部（大阪市淀川区）、東京本部（東京都千代田区） 中部本部（名古屋市中村区）、九州本部（福岡市博多区） 北海道支社（札幌市中央区）、東北支社（仙台市青葉区） 新潟支社（新潟市中央区）、北陸支社（金沢市） 中四国支社（広島市中区）、沖縄支社（那覇市）
S P コンサルティング本部 （S P（セールスプロモーション） コンサルティング事業）	<大阪本部> S P コンサルティング1部・S P コンサルティング2部 （大阪市淀川区） <東京本部> S P コンサルティング1部・S P コンサルティング2部・S P コンサルティング3部・S P コンサルティング4部・S P コン サルティング5部（東京都千代田区） <中部本部>（名古屋市中村区） <S P ディレクション部>（大阪市淀川区、東京都千代田区） <コンサルティングサポート部>（大阪市淀川区、東京都千代 田区）

（注）当事業年度より、以下のとおり、組織及び名称を変更しております。

1. 「コンサルティング戦略本部」を「経営コンサルティング本部」へと名称変更しております。
2. 経営コンサルティング本部の大阪本部及び東京本部のコンサルティングメニューの充実を図るため、「マネジメントパートナーズ本部」の機能を両本部へと移管し、組織再編しております。
3. S P コンサルティング本部の大阪本部の「大阪1部」及び「大阪2部」を「S P コンサルティング1部」及び「S P コンサルティング2部」へ、東京本部の「東京1部」、「東京2部」、「東京3部」、「東京4部」及び「東京5部」を「S P コンサルティング1部」、「S P コンサルティング2部」、「S P コンサルティング3部」、「S P コンサルティング4部」及び「S P コンサルティング5部」へと名称変更しております。
4. S P コンサルティング本部の「名古屋」を「中部本部」へと昇格しております。
5. S P コンサルティング本部の「商品部」（B D管理課・仕入購買課）を「S P ディレクション部」へと名称変更しております。
6. S P コンサルティング本部の「管理部」（大阪総務課・東京総務課）を「コンサルティングサポート部」へと名称変更しております。

7 使用人の状況（2019年3月31日現在）

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
356（7）名	+29名	37.8才	9.0年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

8 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

9 その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 | 株式の状況（2019年3月31日現在）

1 発行可能株式総数 35,000,000株

2 発行済株式の総数 8,754,200株

3 株主数 8,119名

4 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
田 辺 次 良	1,210	14.0
田 邊 洋 一 郎	1,030	11.9
檜 崎 十 紀	845	9.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	463	5.3
上 田 信 一	258	2.9
タナベ経営取引先持株会	248	2.8
タナベ経営社員持株会	231	2.6
特定有価証券信託受託者株式会社SMB C信託銀行	202	2.3
木 元 仁 志	159	1.8
三菱UFJ信託銀行株式会社	129	1.5

(注) 持株比率は自己株式（141,074株）を控除して計算しております。

3 | 新株予約権等の状況

1 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行決議日	2017年6月27日													
新株予約権の数	184個													
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式18,400株（新株予約権1個につき100株）													
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない													
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり141,500円 （1株当たり1,415円）													
権利行使期間	2019年6月28日から2027年6月27日まで													
行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職及び転籍等その他正当な理由が存すると認められる場合に限り、権利行使をなしうるものとする。 ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 ③新株予約権者は、当社の2018年3月期の事業年度における当期純利益が、期初計画値（645百万円）以上になった場合に、新株予約権を行使できるものとする。なお、当期純利益とは、当社が金融商品取引法に基づき提出をした2018年3月期にかかる有価証券報告書の財務諸表に当期純利益として記載される数値をいうものとする。													
	<table> <tr> <td>役員の保有状況</td><td>取締役</td><td>新株予約権の数</td><td>184個</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>目的となる株式数</td><td>18,400株</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>保有者数</td><td>11名</td></tr> </table>	役員の保有状況	取締役	新株予約権の数	184個			目的となる株式数	18,400株			保有者数	11名	
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数	184個											
		目的となる株式数	18,400株											
		保有者数	11名											

（注）社外取締役及び監査役には、新株予約権を付与しておりません。

発行決議日	2018年6月26日
新株予約権の数	1,890個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式18,900株（新株予約権1個につき10株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり20,760円 （1株当たり2,076円）
権利行使期間	2020年7月1日から2028年6月26日まで
行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職及び転籍等その他正当な理由が存すると認められる場合に限り、権利行使をなしうるものとする。 ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 ③新株予約権者は、各年度の業績目標（下記ⅰ参照）のいずれかを達成した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、下記ⅱで設定された権利行使可能割合のそれぞれの個数を上限に、2020年7月1日から2028年6月26日までの期間において、行使することができる。 ただし、新株予約権者は、業績目標を達成した各年度毎に定める当該期間（下記ⅲ参照）において、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。 なお、経常利益とは、当社が金融商品取引法に基づき提出をした各年度（下記ⅰ参照）に係る有価証券報告書の財務諸表に、経常利益として記載される数値をいうものとする。 ⅰ 各年度の業績目標 1) 2019年3月期 経常利益 990百万円 2) 2020年3月期 経常利益 1,020百万円 3) 2021年3月期 経常利益 1,060百万円

行使の条件		ii 新株予約権の行使に際して定められる各年度の業績目標達成条件と権利行使可能割合 1) 2019年3月期の経常利益目標達成 割り当てられた新株予約権の30%を上限とする 2) 2020年3月期の経常利益目標達成 割り当てられた新株予約権の30%を上限とする 3) 2021年3月期の経常利益目標達成 割り当てられた新株予約権の40%を上限とする iii 各年度毎に定める期間 1) 2019年3月期 2018年7月1日～2019年6月30日 2) 2020年3月期 2019年7月1日～2020年6月30日 3) 2021年3月期 2020年7月1日～2021年6月30日
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数1,890個 目的となる株式数18,900株 保有者数11名

(注) 社外取締役及び監査役には、新株予約権を付与しておりません。

2 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行決議日	2018年6月26日
新株予約権の数	6,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式65,000株（新株予約権1個につき10株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり20,760円 （1株当たり2,076円）
権利行使期間	2020年7月1日から2028年6月26日まで
行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職及び転籍等その他正当な理由が存すると認められる場合に限り、権利行使をなしうるものとする。 ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 ③新株予約権者は、各年度の業績目標（下記ⅰ参照）のいずれかを達成した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、下記ⅱで設定された権利行使可能割合のそれぞれの個数を上限に、2020年7月1日から2028年6月26日までの期間において、行使することができる。 ただし、新株予約権者は、業績目標を達成した各年度毎に定める当該期間（下記ⅲ参照）において、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。 なお、経常利益とは、当社が金融商品取引法に基づき提出をした各年度（下記ⅰ参照）に係る有価証券報告書の財務諸表に、経常利益として記載される数値をいうものとする。

行使の条件	- i 各年度の業績目標 1) 2019年3月期 経常利益 990百万円 2) 2020年3月期 経常利益 1,020百万円 3) 2021年3月期 経常利益 1,060百万円 - ii 新株予約権の行使に際して定められる各年度の業績目標達成条件と権利行使可能割合 1) 2019年3月期の経常利益目標達成 割り当てられた新株予約権の30%を上限とする 2) 2020年3月期の経常利益目標達成 割り当てられた新株予約権の30%を上限とする 3) 2021年3月期の経常利益目標達成 割り当てられた新株予約権の40%を上限とする - iii 各年度毎に定める期間 1) 2019年3月期 2018年7月1日～2019年6月30日 2) 2020年3月期 2019年7月1日～2020年6月30日 3) 2021年3月期 2020年7月1日～2021年6月30日		
使用人等への交付 状況	<table> <tr> <td data-bbox="505 949 644 979">当社使用人</td><td data-bbox="727 919 1180 1016"> 新株予約権の数 6,500個 目的となる株式数 65,000株 交付者数 72名 </td></tr> </table>	当社使用人	新株予約権の数 6,500個 目的となる株式数 65,000株 交付者数 72名
当社使用人	新株予約権の数 6,500個 目的となる株式数 65,000株 交付者数 72名		

3 その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 | 会社役員の状況

1 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	田 辺 次 良	
代表取締役社長	若 松 孝 彦	コンプライアンス担当
取締役副社長	長 尾 吉 邦	経営コンサルティング本部長 兼 戦略総合研究所担当
常 務 取 締 役	大 川 雅 弘	経営コンサルティング本部中部本部・北陸支社担当 兼 地域FCC戦略担当
常 務 取 締 役	中 村 敏 之	経営コンサルティング本部北海道支社担当 兼 ドメインコンサルティング戦略担当
常 務 取 締 役	南 川 典 人	経営コンサルティング本部九州本部・中四国支社担当 兼 ステージアップコンサルティング戦略・M&Aアライアンスコンサルティング戦略・金融ドメインコンサルティング戦略担当
取 締 役	中 東 和 男	金融ドメインコンサルティング戦略担当
取 締 役	仲 宗 根 政 則	経営コンサルティング本部東北支社・新潟支社担当 兼 ファンクションコンサルティング戦略担当
取 締 役	藁 田 勝	経営コンサルティング本部大阪本部・沖縄支社担当 兼 人材開発コンサルティング戦略担当
取 締 役	松 永 匡 弘	経営管理本部長
取 締 役	島 田 憲 佳	S Pコンサルティング本部長 兼 S Pコンサルティング本部東京本部長
社 外 取 締 役	市 田 龍	公認会計士（市田龍公認会計士事務所所長） 京福電気鉄道株式会社 社外監査役 株式会社ダイセル 社外監査役
社 外 取 締 役	神 原 浩	きっかわ法律事務所 パートナー
常 勤 監 査 役	中 野 廣 章	
社 外 監 査 役	谷 宜 憲	弁護士（谷宜憲法律事務所代表）
社 外 監 査 役	矢 崎 晴 久	櫻護謨株式会社 社外監査役

（注）1. 取締役市田 龍氏及び神原 浩氏は社外取締役であり、監査役谷 宜憲氏及び矢崎 晴久氏は社外監査役であります。これら4氏を東京証券取引所の上場規程で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。

2. 常勤監査役中野 廣章氏は、当社の内部監査室に2004年7月から2015年6月まで在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2 取締役及び監査役の異動

1 当事業年度中の取締役・監査役の地位・担当及び重要な兼職の異動

氏 名	新地位・担当及び 重要な兼職の状況	旧地位・担当及び 重要な兼職の状況	異動年月日
長 尾 吉 邦	取締役副社長 経営コンサルティング本部長 兼 戦略総合研究所担当	取締役副社長 経営コンサルティング本部長 兼 戦略総合研究所担当・ S Pコンサルティング本部担当	2018年6月26日
中 村 敏 之	常務取締役 経営コンサルティング本部 北海道支社担当 兼 ドメイン コンサルティング戦略担当	常務取締役 経営コンサルティング本部 北海道支社・東北支社担当 兼 ドメインコンサルティング戦略担当	2018年6月26日
南 川 典 人	常務取締役 経営コンサルティング本部 九州本部・中四国支社担当 兼 ステージアップコンサルティング戦略・ M&Aアライアンスコンサルティング戦略・ 金融ドメインコンサルティング戦略担当	常務取締役 コンサルティング戦略本部 九州本部・中四国支社担当 兼 アライアンス戦略担当	2018年4月1日
中 東 和 男	取締役 金融ドメインコンサルティング戦略担当	取締役 マネジメントパートナーズ本部担当	2018年4月1日
仲宗根 政 則	取締役 経営コンサルティング本部 東北支社・新潟支社担当 兼 ファンクションコンサルティング戦略担当	取締役 経営コンサルティング本部 東京本部・新潟支社担当 兼 ファンクションコンサルティング戦略担当	2018年6月26日
藁 田 勝	取締役 経営コンサルティング本部 大阪本部・沖縄支社担当 兼 人材開発コンサルティング戦略担当	取締役 コンサルティング戦略本部 大阪本部・沖縄支社担当	2018年4月1日
矢 崎 晴 久	監査役 櫻護謨株式会社 社外監査役	監査役 アールワイ保険サービス株式会社 代表取締役会長 櫻護謨株式会社 社外監査役	2018年6月29日

- (注) 1. 2018年4月1日付で、コンサルティング戦略本部の名称を「経営コンサルティング本部」へと変更しております。
 2. 2018年4月1日付で、マネジメントパートナーズ本部が担う事業を「経営コンサルティング本部」の大阪本部・東京本部へと移管し、組織再編しております。

2 2019年4月1日付取締役・監査役の地位・担当及び重要な兼職の異動

氏 名	新地位・担当及び 重要な兼職の状況	旧地位・担当及び 重要な兼職の状況	異動年月日
田 辺 次 良	取締役会長	代表取締役会長	2019年4月1日
南 川 典 人	常務取締役 経営コンサルティング本部 九州本部・中四国支社担当 兼 M&Aアライアンスコンサルティング 戦略・金融ドメインコンサルティング戦略担当	常務取締役 経営コンサルティング本部 九州本部・中四国支社担当 兼 ステージアップコンサルティング戦略・ M&Aアライアンスコンサルティング戦略・ 金融ドメインコンサルティング戦略担当	2019年4月1日
藁 田 勝	取締役 経営コンサルティング本部 大阪・沖縄支社担当 兼 人材開発コンサルティング戦略担当	取締役 経営コンサルティング本部 大阪本部・沖縄支社担当 兼 人材開発コンサルティング戦略担当	2019年4月1日
松 永 匡 弘	取締役 コーポレート本部担当	取締役 経営管理本部長	2019年4月1日

3 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款規定に基づき、当社が社外取締役市田 龍氏及び神原浩氏、監査役中野 廣章氏、谷 宜憲氏及び矢崎 晴久氏と締結した責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

1 社外取締役との責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

2 監査役との責任限定契約

監査役は、本契約締結後、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

4 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	14名 (3名)	295,978千円 (14,400千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	24,240千円 (12,480千円)
合 計 (うち社外役員)	17名 (5名)	320,218千円 (26,880千円)

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役は13名（うち社外取締役は2名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役及び監査役の支給人員と相違しておりますのは、以下のとおりであります。
- ・2018年6月26日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第53回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第33回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・業務執行取締役に対するストックオプションの費用計上額
5. 上記の他、2018年6月26日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し支払った役員退職慰労金は、562千円であります。

5 社外役員に関する事項

1 他の法人等の業務執行者（または社外役員）の兼任状況及び当該兼任先と当社の関係

- ・取締役市田 龍氏は、市田龍公認会計士事務所の所長であり、かつ京福電気鉄道株式会社の社外監査役及び株式会社ダイセルの社外監査役であります。当社と同事務所及び両社との間には、特別の関係はありません。
- ・取締役神原 浩氏は、きっかわ法律事務所のパートナーであります。当社と同事務所との間には、特別の関係はありません。
- ・監査役谷 宜憲氏は、谷宜憲法律事務所の代表であります。当社と同事務所との間には、特別の関係はありません。
- ・監査役矢崎 晴久氏は、櫻護謨株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間には、特別の関係はありません。

2 当事業年度における主な活動状況

			主 な 活 動 状 況
取締役	市田	龍	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、必要に応じて、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役	神原	浩	2018年6月26日の就任以降、当事業年度開催の取締役会10回のすべてに出席し、必要に応じて、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	谷	宜憲	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに、また監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じて、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	矢崎	晴久	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに、また監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じて、豊富な経営経験を基にした発言を行っております。

5 | 会計監査人の状況

1 名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、「EY新日本有限責任監査法人」へと名称変更しております。

2 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	22,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(注) この事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	7,027,004
現金及び預金	4,656,754
受取手形	82,370
売掛金	594,317
有価証券	1,481,789
商材	47,662
原前材料	11,072
前払費用	8,713
未収収益	120,135
立替金	4,040
そ の 他 金	11,440
貸倒引当金	9,137
	△432
固定資産	5,742,770
有形固定資産	2,250,509
建物	640,320
構築物	2,540
工具、器具及び備品	58,084
土地	1,527,477
リース資産	22,086
無形固定資産	55,256
ソフトウェア	52,349
電話加入権	2,906
投資その他の資産	3,437,003
投資有価証券	953,871
従業員に対する長期貸付金	480
長期前払費用	1,122
繰延税金資産	117,673
前払年金費用	236,892
長期預金	1,500,000
敷金及び保証金	205,009
役員に対する保険積立金	421,954
貸倒引当金	△0
資産合計	12,769,774

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	1,679,268
買掛金	343,230
リース債務	8,898
未払金	182,603
未払費用	66,774
未払法人税等	141,519
未払消費税等	72,894
前受り金	579,084
預り金	23,811
賞与引当金	244,900
その他	15,551
固定負債	374,989
リース債務	14,955
役員退職慰労引当金	360,034
負債合計	2,054,257
純資産の部	
株主資本	10,621,559
資本金	1,772,000
資本剰余金	2,402,847
資本準備金	2,402,800
その他資本剰余金	47
利益剰余金	6,583,894
利益準備金	189,000
その他利益剰余金	6,394,894
別途積立金	4,008,000
繰越利益剰余金	2,386,894
自己株式	△137,182
評価・換算差額等	79,986
その他有価証券評価差額金	79,986
新株予約権	13,969
純資産合計	10,715,516
負債及び純資産合計	12,769,774

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,046,587
売上原価	4,995,754
売上総利益	4,050,833
販売費及び一般管理費	3,080,610
営業利益	970,222
営業外収益	
受取利息	2,589
有価証券利息	2,945
受取配当金	16,028
受取保険金	6,000
その他の	6,612
	34,175
営業外費用	
保険解約損	132
その他の	389
	521
経常利益	1,003,877
特別利益	
固定資産売却益	0
新株予約権戻入益	332
	332
特別損失	
固定資産除売却損	134
	134
税引前当期純利益	1,004,075
法人税、住民税及び事業税	241,958
法人税等調整額	67,381
当期純利益	309,339
	694,736

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	1,772,000	2,402,800	47	2,402,847	189,000	4,008,000	2,047,347	6,244,347
当期変動額								
剰余金の配当							△355,189	△355,189
当期純利益							694,736	694,736
自己株式の取得								
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	339,546	339,546
当期末残高	1,772,000	2,402,800	47	2,402,847	189,000	4,008,000	2,386,894	6,583,894

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△39,519	10,379,675	48,443	48,443	6,275	10,434,394
当期変動額						
剰余金の配当		△355,189				△355,189
当期純利益		694,736				694,736
自己株式の取得	△97,662	△97,662				△97,662
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			31,543	31,543	7,694	39,237
当期変動額合計	△97,662	241,884	31,543	31,543	7,694	281,121
当期末残高	△137,182	10,621,559	79,986	79,986	13,969	10,715,516

監査報告

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社タナベ経営
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂井俊介	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北池晃一郎	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タナベ経営の2018年4月1日から2019年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査計画において監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

株式会社タナベ経営 監査役会

常勤監査役 中野 廣 章 ㊞

社外監査役 谷 宜 憲 ㊞

社外監査役 矢崎 晴 久 ㊞

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.

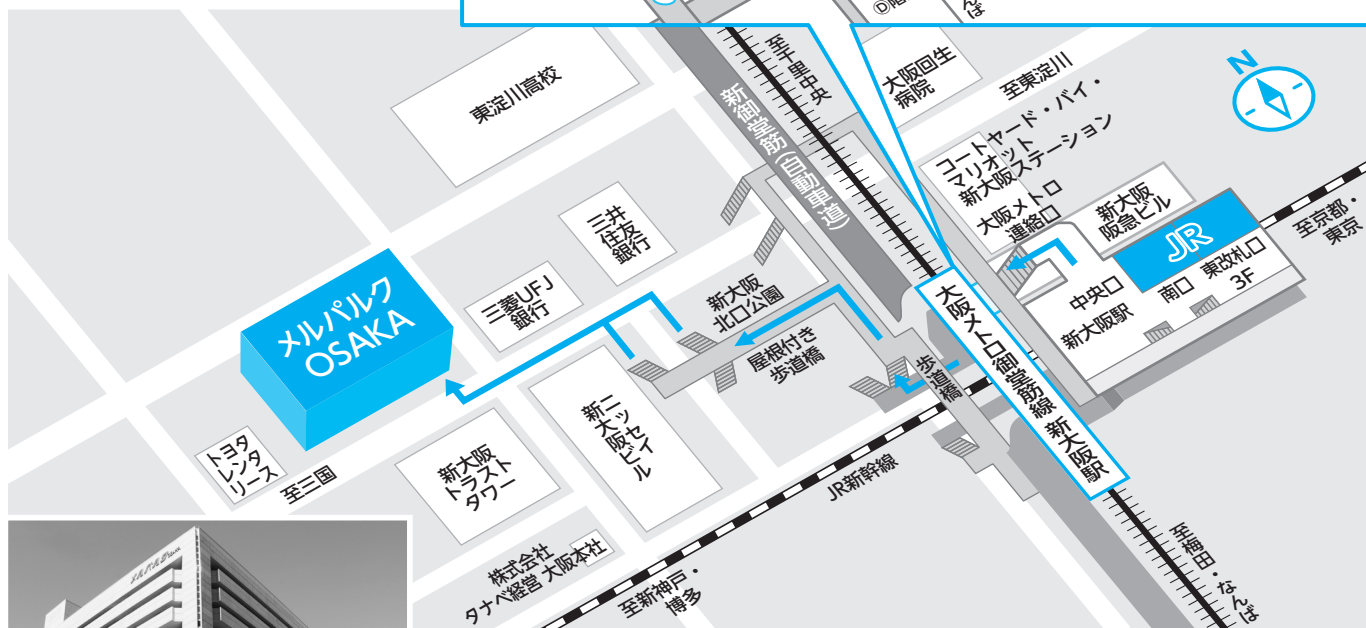
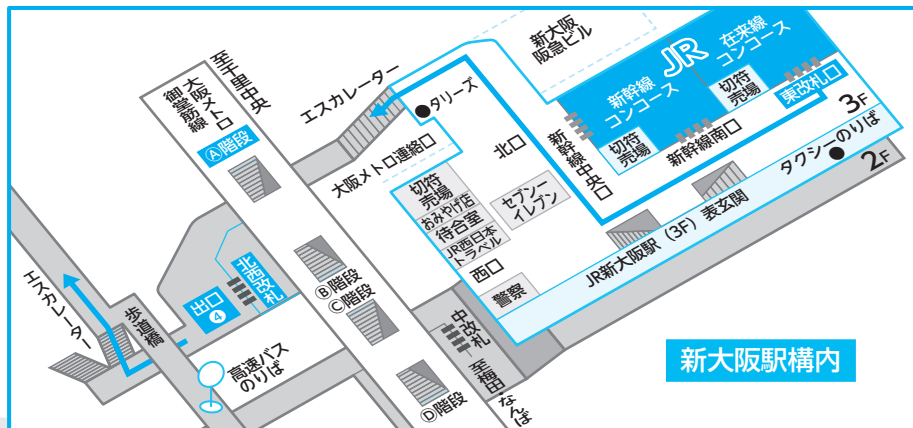
株主総会 会場ご案内図

会場：

メルパルクOSAKA 5階「カーナレ」

大阪市淀川区宮原四丁目2番1号

電話：06-6350-2111（代）



交通の
ご案内

JR新大阪駅 北口・西口より徒歩 約 5 分

大阪メトロ新大阪駅 4番出口より徒歩 約 4 分

- ご出席の際は、本招集ご通知及び同封の議決権行使書用紙をご持参ください。
- 駐車場に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。

Tanabe Management Consulting Co., Ltd.

UD
FONT